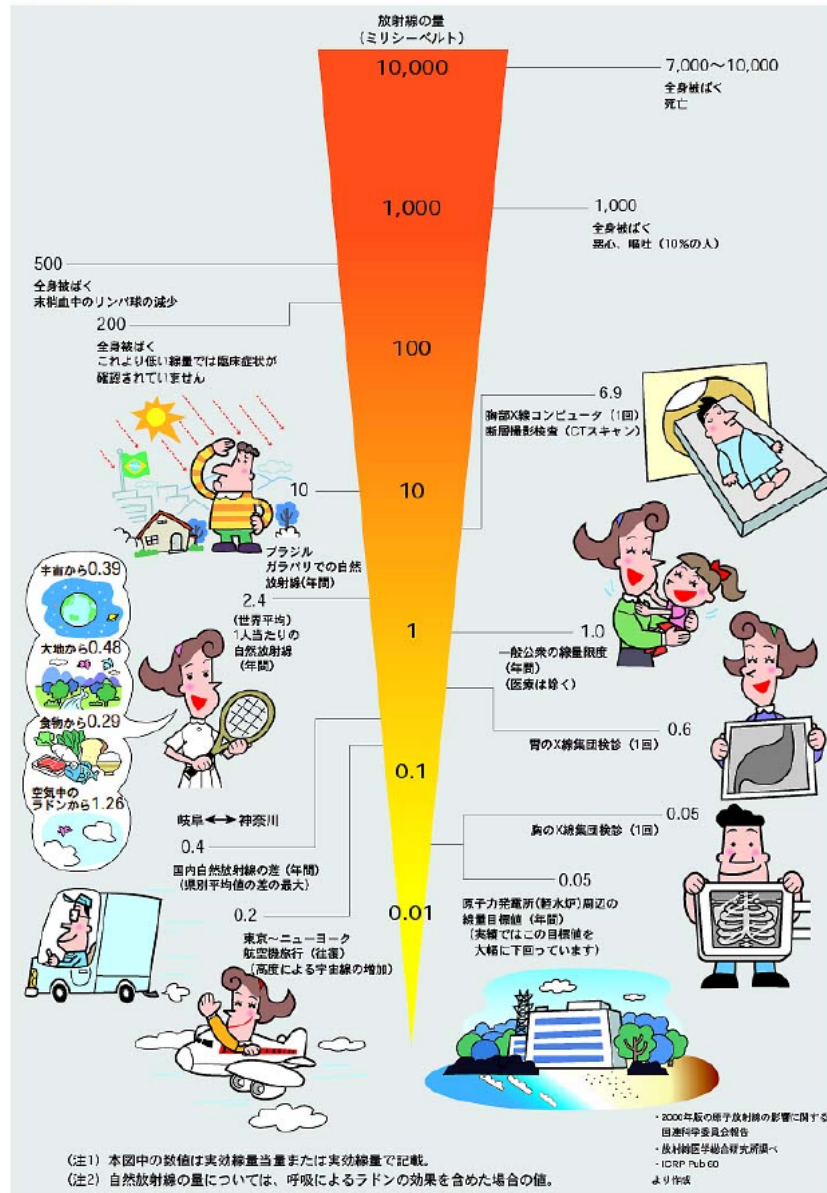


区分：Ⅲ

号機	6・7号機	
件名	作業員の体内への微量な放射性物質の取り込みについて	
不適合の概要	<p>1月12日12時15分頃、5・6・7号機の水質分析作業を行っていた協力企業作業員が、管理区域から退域しようとした際に、放射性物質の身体への付着が確認されたため、放射性物質の除去を行いホールボディーカウンタ*¹による測定を実施したところ、当該作業員の体内に微量な放射性物質が取り込まれた可能性*²があることがわかりました。</p> <p>このため、本日、当該作業員について再測定*³を実施したところ、判定基準を超える測定結果が得られたことから、午前9時30分頃、体内への微量な放射性物質の取り込みがあるものと判断しました。</p> <p>なお、今回の事象により今後50年間に受ける放射線量は約0.003ミリシーベルト*⁴と推定しています。これは、胸部レントゲン撮影1回分(約0.05ミリシーベルト)よりも低く、身体に影響を与えるものではありません。</p> <p>また、本事象による外部への放射能の影響はありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>* 1 ホールボディーカウンタ 体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。</p> <p>* 2 放射性物質が取り込まれた可能性 内部放射能測定の結果を、過去の平常時の測定平均値と比べて平均値から統計的な変動に基づくばらつきの幅を超えた場合等に、体内への放射性物質の取り込みの可能性があると判断する。</p> <p>* 3 再測定 今回の事象のように体内への放射性物質の取り込みの可能性がある場合、測定結果が身体表面に付着した微量の放射性物質による可能性もあることから、翌日、再度測定を実施する。</p> <p>* 4 シーベルト 放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。法令で定める線量限度は、年間50ミリシーベルト、かつ5年間で100ミリシーベルト。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / ○ その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>調査の結果、当該作業員が分析作業を終えて放射性物質の付着したゴム手袋を脱ぐ際に、誤って手に放射性物質を付着させたことがわかりました。当該作業員は手に放射性物質が付着したという認識がなく、管理区域からの退域時に手が顔に触れたため、口または鼻を通して体内に微量な放射性物質が取り込まれたものと推定しました。</p> <p>対策としては、ゴム手袋着脱時の放射性物質付着防止に係る留意事項を再度、周知徹底します。また、今後、分析作業終了後には現場で、サーベイメータ等により両手への放射性物質の付着の有無を確認することとします。</p>	

日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量

約0.003ミリシーベルト